



これまで（モデル事業実施前）の取組状況

- ・地域防災計画に「災害ケースマネジメント」という単語は掲載されているが、具体的取組はなされていない状況
- ・一般職員並びに福祉業務に携わる職員も「災害ケースマネジメント」の言葉や概念は理解できていない状況

モデル事業実施の狙いについて

◆成果目標

「災害ケースマネジメント」の必要性を認知し、日常の福祉的支援の延長線上にあることを理解いただく機会とし、特に平時から福祉に携わる職員や関係団体への理解を深めることを目的とする。

【区民向け講演会】

「災害ケースマネジメント」という言葉を使わずに、概念としての理解を深める。「誰も取り残さないためには何が必要か」を住民自身が考えるきっかけづくりを目的とした。

【行政職員、医療・介護・福祉関係者向け研修】

日常の業務の延長線上で災害時の支援を捉える視点を持つことを狙いとした。また、平時の顔の見える関係性や多職種連携が、災害時の支援にも有効であることを認識し、各所属において今後の体制整備に活かしていける学びを得ることを目的とした。

【能登視察】

令和6年能登半島地震では、実際に災害ケースマネジメントがどのように展開され、どのような課題があったのかを知り、今後の体制整備や課題解決のための手法構築につなげる。



モデル事業の取組内容

【区民向け講演会】

「能登半島地震から学ぶ～誰も取り残さないためには～」

講師：ピースウィンズ・ジャパン 橋本笙子さん

開催日時：令和7年10月26日（日） 14時～16時

開催場所：サンパール荒川 5階

参加人数：32名

概要：現在も珠洲市を中心に活動されている橋本講師の体験談や事例等を交えながら、地域における「誰も取り残さない」とは何かを考えるきっかけとなる講演会となった。

区民向け講演会
能登半島地震から学ぶ
～誰も取り残さないためには～

孤立 希望 不安
住み慣れた地域

定員：90名
荒川区在住・在学・在勤で、18歳以上であれば、だれでもお申し込み可能です。

講師：橋本 笙子氏
NPO法人ピースウィンズ・ジャパン
国内事業部長兼 島嶼事務所事業統括

10月26日（日）
14時～16時 ※質疑タイムあり
サンパール荒川第7集会室

本講演会は、令和7年度内閣府「災害ケースマネジメント実践研修型モデル事業」として実施しています。

荒川区
福祉部高齢者福祉課地域包括支援係
荒川2-2-3 荒川区役所2階 4番窓口
TEL 03-3802-4033
<受付時間>日：10～17:00

荒川区ホームページまたはこちらの
二次利用コードからお申し込みください。

※ 此券参加の場合には、
帰票となります。

参加者アンケートから（抜粋）

- ・地域づくりが大事である事を痛感しました。
- ・平時の繋がりをどの様に構築するか、この事例をしっかりと作っていきたいと思いました。
- ・災害の際には、橋本先生のような人がたくさん出てくる事は想定されません。私たちが普段から何が出来るかを考え続けないと、災害には対応できない、そう決意させて下さるご講演でした。





実施による効果と課題

区民向け講演会のアンケート結果から以下のような効果があったと推測する。

- ・日常からの地域づくりの重要性を考慮していただく機会となった。また、災害時には、行政だけでなく、様々な団体が支援に入り被災者の支援にあたること知っていただく機会となった。
- ・能登半島地震の事例をもとに、災害が起きたとき、自分がどういった状況に置かれるのかということ、具体的に想像していただくことができた。日ごろからの備えについて見直すきっかけになった。
- ・福祉部高齢者福祉課での実施のため、高齢者層の参加が多かったが、災害ケースマネジメントについては、多様な世代に知っておいていただきたい内容であるため、周知方法や実施方法については全庁的に協力依頼を行うなど、対策が必要であった。



モデル事業の取組内容

【行政職員、医療・介護・福祉関係者向け研修】

全体テーマ

「災対法・救助法の改正と福祉の現場～平時の福祉と災害ケースマネジメント」

実施方法

①災対福祉部訓練研修会 … 毎年1回実施している訓練を研修会として実施

②医療連携会議研修会 … 毎年2回実施している会議のうち1回を研修会として実施

対象者：①福祉部職員及びその他部署で参加を希望する職員

②例年実施している医療連携会議出席者を中心に、地域の医療、福祉、介護に従事する方

参加人数：①、② 合計224人

講師：大阪公立大学大学院 菅野 拓氏

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難支援担当）付 黒濱 綾子氏

それぞれの講演の後、お二人による対談を実施。



開催日時：令和7年11月4日（火）①14時から17時まで

②19時から21時まで

開催場所：サンパール荒川 3階 小ホール



モデル事業の取組内容

① 災対福祉部訓練研修会

災対福祉部の職員を中心に、災害対応における国や自治体の取組について、法整備の観点から法改正までの歴史的背景や流れ、被災者の生活再建に寄り添った支援の基礎について学ぶための機会として研修会を実施した。

多職種間における連携が必須となる災害ケースマネジメントの実現には、自治体としてどのような心構えが必要かなど、過去の事例等を含め2名の講師からお話いただいた。また、お二人による対談では、能登半島地震や過去の災害から見える行政の課題や組織づくりの難しさなど、行政職員向けならではのお話を伺うことができた。

② 医療連携会議（研修会）

地域の医療、福祉、介護に従事する方向けに①の概要と、被災者支援における行政の役割と民間団体等の連携の在り方、災害時の連携のためには日ごろからどのような取り組みが必要か、という視点でお話をいただいた。講師が専門職（保健師・助産師・介護支援専門員）ということもあり、質疑の際には、地域の医療・福祉・介護事業者から質問が複数あがった。

【まとめ】

災害ケースマネジメントの実装には、多様な職種、多様な機関との連携が必須であり、災害時だけでなく平時からのつながりが重要である。また、庁内の組織体制について、日ごろから横断的な連携体制があることで、災害時にも円滑な災害対応を行えるというお話に、平時からの庁内の連携の重要性について再認識する機会となった。



モデル事業の取組内容

① 災対福祉部訓練アンケート結果（抜粋）

- ・「場所の支援から人への支援へ」についてその重要性は理解したが、実現のためには準備することが多くあると感じた。
- ・災害は防災課というイメージがあったが、福祉に携わる部署が自分ごととして災害をとらえるきっかけとなるような内容や、災害現場での生の活動について聞くことができ、大変勉強になった。こういった研修の重要性を改めて認識した。
- ・研修のテーマは、大規模災害時の福祉的対応についてだったが、災害対策基本法などの法改正のうごきも知ることができ、大変参考になった。
- ・民間事業者との連携、国や東京都との連携など、現場を支える自治体としての仕組みづくりを急ぐ必要があると感じた。



- ・災害はどこか他人事のように捉えがちになっている。自分たちの業務を考え直すいい機会となった。これが全庁的なものになり、組織的に動けるようにならないと感じた。
- ・災害対応においてどの部署がどのように対応するのかを事前に明確化しておくことが非常に重要であると実感した。部署によって業務の配分に差が出来てしまうと離職につながるという言葉はかなり印象的であった。組織全体として業務を配分することが必要不可欠であるとの研修を通じて実感した。

モデル事業の取組内容

②医療連携会議アンケート結果（抜粋）

- ・講師の「普段からできていないことは、災害時にもできない。平時からの連携が災害時にはより活きる。」という言葉がとても印象的だった。普段の生活の中で、頭では理解していても、緊急時は焦ってしまい動けない事は多々ある。事業所内でも研修などを定期的実施していきたい。
- ・災害救助法が改正され、場所の支援から人の支援に、「福祉サービスの提供」が新設されたことを知ることで災害ケースマネジメントの重要性を感じた。まずは自分で自分を守る方法、そして地域で助けあう、職場、法人内での連携、官民連携を意識して具体的に助けてほしいことを伝えられる受援力を高めたいと思った。
- ・災害弔慰金の支給について初めて知るなど、今回の研修を受講して知識を習得することができた。災害ケースマネジメントの必要性を認識できた。
- ・被災者一人一人に最適な支援計画を作る際の、他職種や他機関との協働イメージが掴めた。
- ・多職種が一堂に会し、災害時の支援体制について共通理解を深める貴重な機会となった。行政として、平時の連携づくりや支援情報の整理を進めておくことの大切さを実感できた。
- ・災害は対岸の火事になっているところがある。今日をきっかけにもっと学び、自分ごととして落とし込んでいきたい。
- ・災害ケースマネジメントと地域包括ケアシステムの類似性を知り、すごく身近に、取り組みやすいものとして感じる事ができた。
- ・顔の見える関係だけでなく、お互いの無理を聞き合える関係性を作ることは、連携においてとても大事なことだと感じた。

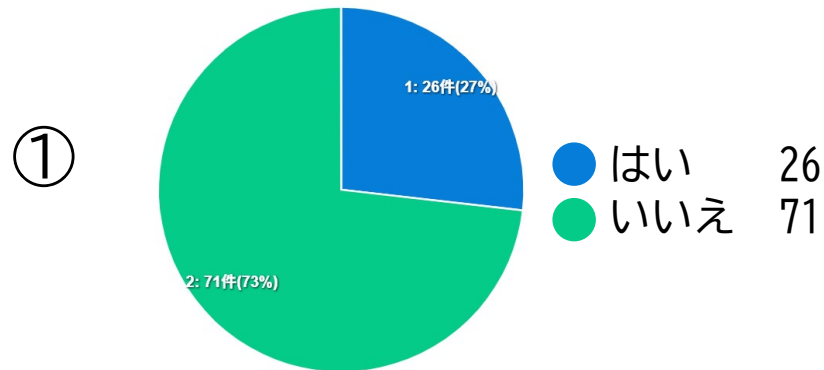




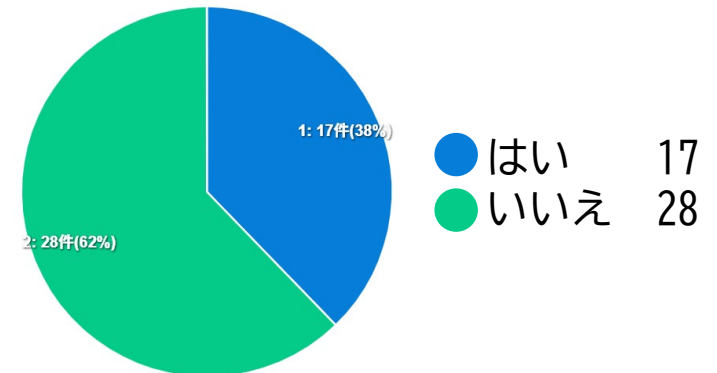
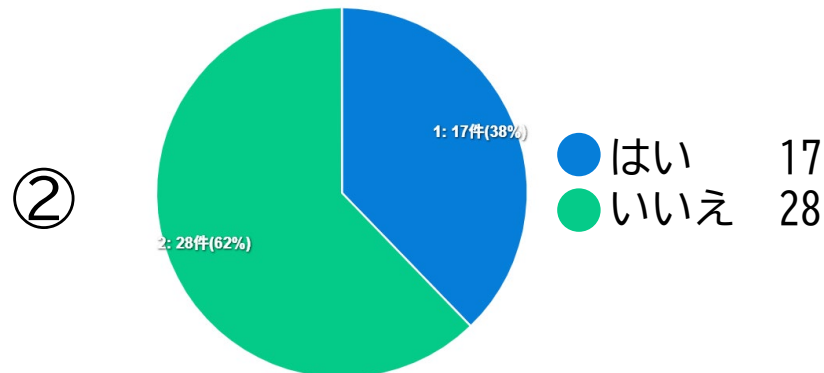
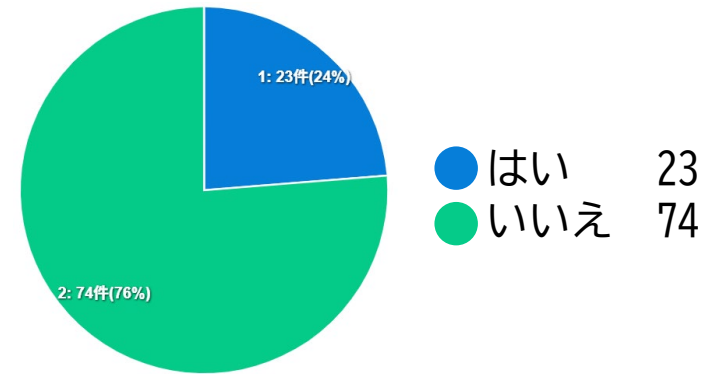
実施による効果と課題

アンケート結果から、福祉部職員及び地域の医療、福祉、介護に従事する方にとって、今回の研修会は、今後の災害対応について考えるきっかけとなった（はい142、n=142）ことがわかる。しかし、その一方で、今回の研修で救助法等の改正を知らない職員も多く、防災部署以外の部署では、災害対応の基礎的な知識及び新たな制度など最新の情報が行き届いていない現状があることも明らかとなった。

Q災害救助法等の改正を知っていましたか。



Q災害ケースマネジメントを知っていましたか。



実施後の課題・反省点

- ・福祉的視点で被災者のニーズを捉え、個々の課題に寄り添い必要なアプローチをしていくという「災害ケースマネジメント」の概念を理解することができたが、実際に被災者のニーズに応えていく際の体制や具体的支援施策（住家被害認定、被災証明書の発行、生活再建支援法などによる住宅再建支援など）の実施体制を把握できていない現状がある。「支援のつなぎ先」の明確化が必要であることが課題としてあがった。
- ・上記とも関連するが、支援のつなぎ先となる部署や、技術的・法的な専門性を活かした支援を担える団体等との事前の協定締結など、被災者支援を中心とした災害本部機能を全庁的に整えていく必要があることも認識された。
- ・職員の基礎的な災害対応知識の底上げが必要な状況。定期的に座学等による研修の実施を行うなど、どこの部署にいても災害対応知識の習得の機会が得られる仕組みをつくり、現行法に基づく災害対応業務が行える体制が必要である。

来年度以降の取組について

- ・災害ケースマネジメントの取り組みについては、全庁的な体制で臨む必要があるため、今回の災対福祉部訓練と同様に座学等による災害対応の基礎的知識を含め、各部署での役割や連携先について共有できる仕組みづくりについて防災部署とともに進めていく。
- ・また、福祉部においては、発災時に支援の担い手となる地域団体等と「少し無理が言える関係性」を築けるように、平時からの協働を推進する。